

2012年8月

創刊号

発行編集 大垣市農業委員会
(大垣市丸の内2丁目29番地)

☎ 0584-81-4111

Fax 0584-81-4899

大垣市 農業委員会だより

ごあいさつ

大垣市農業委員会

会長 岩井豊太郎

このたび、大垣市農業委員会として初めての広報「大垣市農業委員会だより」を年2回発行することになりました。

これは、大垣市内の農家の皆様へ毎月開催される大垣市農業委員会の活動状況、農家の皆様に知っていただきたい農地法、市内の農地の利用状況(耕作放棄地等の現況)、農業者年金の加入促進などをお知らせするものです。

大垣市農業委員会は、選挙区選出委員20名、選任委員4名(議会選出1名、農協1名、土地改良



区1名、農業共済1名)の24名で構成されております。

私は、以前から他都市の農業委員会を視察した折、どこの農業委員会でも、農家に農業委員会の活動状況を知らせる広報が発行されているのを見て、本市でも農家の皆様に改正された農地法や農業委員会の状況をお知らせする広報が必要だと思っております。

特に旧大垣市と上石津町、墨俣町の合併により地域が広がったこともその必要性を強く感じておりました。このたび行政

のご理解も頂き、創刊号を発行することができ大変よろこばしく思います。

農業を担う後継者の高齢化、担い手不足、農業を取り巻く環境の変化(米の戸別所得補償制度の本格実施、農業の六次産業化、平成32年度に食料自給率を50%に引き上げることを目標等)等厳しい現実の中、農業委員会の役割もますます重要になってきます。

また、農業委員会の組織を通して、農業に夢を持って頑張っている若者と本市の「農業のあり方」を語り合っていきたいと思えます。

農は、地域の絆です。地域の文化です。私たちのふるさとです。国民が忘れてならないことは、「農は国の本」ということです。他の産業に負けないよう頑張りますよう!!

事務局へご意見をお寄せください。

農業委員の紹介

各地区の農業委員さんのコメントを順次紹介します

中部地区

清水 馨



中部地区のご紹介

地区の農地は大垣市中心部にあり、ほぼ全域が市街化区域であります。住宅地の中に点在する農地が多く、一戸の経営規模は小さく販売農家も少数です。近年、農家の世代交代で農業後継者が不足になり、遊休農地が多く見られる様になってまいりました。

農地の集積についても点在している関係で難しく、集落営農組織の設立についても農業後継者が無く、自家保有米を先祖から受けついで

農地を高齢者が農業に従事している現状であります。地区周辺の営農組織に依頼し、たくても住宅地の中の農地である為、受託が困難であり、4条・5条の農地転用が増加し、自然環境が悪化しつつあります。その為にも農業後継者の育成と、集落毎の今後の経営体を、個人・法人・集落営農で農地保全をいかに計るかを、早急に検討し確立させて行く為に、地区農業委員として努力してまいります。

中川地区

山田 孝



ずいぶん昔のこと

全国農業会議所が、各市農業委員会を対象に、東日本及び西日本農業委員会現地研究会と更に、都市近郊地域農業委員会現地研究会の三つの研究会が、計画され実施された。

大垣市は都市近郊地域に区分され、当市で研究会が開催された。

この会議の方向は

- ・ 将来農業への不安解消
- ・ 都市化の進展に伴う、その対応

：等で大いに議論されたのである。

このことは昭和30年代のこと、その当時すでに都市

近郊農業政策に対して抜本的な解決策が模索されていたのである。

今考えると当時の不安が解消されず、形を変え、

- ・ 高齢化
- ・ 後継者不足
- ・ 耕作放棄地

：等問題が山積している。

私は、都市近郊問題について、今でも遅くない、特別施策を要望するものであり、このことが、都市と農業を結び

絆になってほしいし、後継者不足と税制の厳しい中で、都市での農地を受け継ぐ難しさを、少しでも和らげたいものである。

このことは昭和30年代のこと、その当時すでに都市

農業者戸別所得補償制度

平成23年度から、農業者戸別所得補償制度として次の3つの交付金があります。

①恒常的に赤字に陥っている米に対する「米の所得補償交付金」(全国一律単価)

一定要件を満たした農業者に対し

定 額：15,000円/10a

変 動：当年産の販売価格が、標準的な販売価格を下回った場合、差額を基に算定

(参考：22年産米 15,100円/10a、23年産米 交付なし)



②麦・大豆等について、品質に応じて単価が設定され、収量に応じて交付する「畑作物所得補償交付金」(全国一律単価)

③自給率向上のポイントとなる米・大豆・飼料作物などについて、生産拡大を促す「水田活用の所得補償交付金」(以下の表参照)

平成24年度農業者戸別所得補償制度 (水田活用の所得補償交付金)単価表 (単位：円/10a)

作物名	平成24年度大垣最高単価						
	一律単価 (国・県設定)	産地資金(地域で設定)				単収向上の取組	
		担い手加算 (3ha以上)	団地加算 (1ha以上)	振興作物加算 (10a以上)			
戦略作物	小麦・大豆・飼料作物	58,000	35,000	23,000	—	—	—
	飼料用米	88,000	80,000	—	—	—	8,000
	稲発酵粗飼料用稲	80,000	80,000	—	—	—	—
	加工用米等	20,000	20,000	—	—	—	—
	2毛作助成(戦略作物同士)	15,000	15,000	—	—	—	—
その他作物	みつ源作物(れんげ・ナタネ)	20,000	12,000	8,000	3,000	—	—
	地力増進作物(れんげ)	15,000	7,000	8,000	3,000	—	—
	さといも・ブロッコリー	40,000	10,000	—	—	30,000	—
	ブロッコリー(2作目)	10,000	0	—	—	10,000	—
	その他の作物	10,000	10,000	—	—	—	—

※地力増進作物以外は販売が要件となります。
※単収向上の取組は一定の要件を満たす必要があります。

農地法第3条について

農地を農地のまま買ったり借りたりするためには、農業委員会の許可(農地法第3条)が必要です。

許可を得るには、5,000㎡(上石津地区は4,000㎡)以上の農地を耕作している必要があります。

また、現在所有している農地の全てを、適正に管理していなければなりません。その他にも規制がありますので、農業委員会事務局までお尋ね下さい。



納税猶予制度が変わりました!

農地法改正に伴い、納税猶予制度が改正されました。その中で、納税猶予の適用を受けている農地を貸し付けた場合でも、その貸付が一定の要件を満たすもの（「特定貸付け」または「営農困難時貸付け」）であるときは、納税猶予が継続される特例が創設されました。

特定貸付け : 農業経営基盤強化促進法による利用権設定による貸付け
営農困難時貸付け : 障害などにより耕作不能となった時の貸付け

それぞれ税務署へ所定の手続きが必要となりますので、必ず税務署へご確認ください。なお、贈与税の納税猶予においては、「特定貸付け」の特例はありません。

<主な変更点は次のとおりです>

■平成21年12月14日以前の相続により、相続税納税猶予を受けている場合

- ・納税猶予を受けている農地を「特定貸付け」により貸し付けた場合は、納税免除の要件として、耕作しなければならない期間が20年から終生へと延長されます。

■平成21年12月15日以後の相続により、相続税納税猶予を受ける場合

- ・納税免除の要件として、耕作しなければならない期間がすべての場合で終生となりました。（市街化区域の農地については従来どおり20年間で納税免除となります。）
- ・被相続人が特定貸付けまたは営農困難時貸付けを行っていた農地についても、相続税納税猶予の特例の対象となります。

農地パトロールについて

農業委員会では、耕作放棄地の解消に向けて毎年8月から9月にかけて、市内の農地パトロールを、地元の農業委員と農林課職員及び事務局合同で行っています。

雑草が繁茂などの耕作放棄地にならないように、草刈などしっかりと農地の管理をお願いします。



作業前



作業中



作業後

メリットがたくさんある農業者年金に加入して、老後に備えましょう。

加入要件は

- ①年齢・・・60歳未満
- ②加入年金・・・国民年金第1号被保険者
- ③農業従事・・・年間60日以上農業に従事

この3つの要件を満たす人は誰でも加入できます。
 農地を持っていない農業者、配偶者、後継者などの家族従事者も加入できます。



POINT 1
保険料の国庫補助
 特定の要件を満たす農業者には、一定の条件の下で保険料の国庫補助がうけられます。

POINT 2
税制上の優遇
 ①支払う保険料は全額社会保険料控除の対象
 ②受けとる年金は公的年金等控除が適用
 ③運用益も非課税

POINT 3
80歳まで保証
 仮に加入者や受給者が80歳前に亡くなられた場合でも「死亡一時金」をお支払いできます。